

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正
（県例規集登載）

経営支援課

○ 包括外部監査契約の締結

行政改革推進室

○ 公金事務の委託

生活衛生課

○ 保安林の解除予定

農産課

○ 公金事務の委託

治山課

【公 告】

都市計画課

○ 随意契約の相手方の決定

デジタル推進課

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

治山課

○ 公金事務の委託

建築指導課

○ 随意契約の相手方の決定

デジタル推進課

○ 政治団体の名称等の公表

総務企画課

【選挙管理委員会】

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の届出事項の異動

○ 資金管理団体の指定取消し

○ 政治団体の名称等の公表の訂正

【教育委員会】

○ 岡山県文化財保護条例に基づく岡山県指定重要無形文化財の保持者の認定の解除

教育委員会

○ 岡山海区漁業調整委員会公聴会の開催

【海区漁業調整委員会】

海区漁業調整委員会

○ 第五百五十六回岡山海区漁業調整委員会の開催

会

の開催

◎岡山県告示第二百四十号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
 令和八年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第八条中「又は3」を「から4まで」に改める。
 別表第十一号を次のように改める。

11 金	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 1 特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 次のいずれかに該当する者 (1) 最近3月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している者 (2) 最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少している者 4 中東情勢の影響を受け、原油価格・原材料価格の上昇等により、資金繰りに支障を来している又は来すことが見込まれる者	(1) 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金（融資の対象者が4である場合を除く。）	同上	10年以内（2年以内）	同上	融資の対象者が1から3までのいずれの場合も、年2.05%以内 融資の対象者が4である場合は、年1.65%以内	付表1のただし、融資の対象者が1である場合は、年0.80%	金融機関又は保証協会の定めるところによる。	同上
---------	--	---	----	-------------	----	---	-------------------------------	-----------------------	----

別表第十一号中 「同上」 付表1の 年2.05% 付表1の 2.80%。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和八年五月一日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

— | とおり | — | 以内 | — | とおり | — |

◎岡山県告示第二百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和八年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和八年四月十五日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費とする。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 難波 徹
住所 岡山県岡山市中区国富二丁目二五番一一号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

令和8年4月24日 岡山県公報 第12797号

◎岡山県告示第二百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

一般社団法人岡山県食品衛生協会

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

二 指定をした日

令和八年三月二十七日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県保健医療関係手数料徴収条例(令和五年岡山県条例第十号)に基づく食品衛生関係の営業の許可の申請に対する審査に係る手数料

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

三徳園担い手サポートプログラム強化事業において生産される生産物の販売代金

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和八年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
倉敷市曾原字長尾一〇六五の二三、一〇六五の二五、一〇六五の二六
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

- 一 解除予定保安林の所在場所
倉敷市曾原字天王山九七九の六、字猪玉山一〇二二の一〇、一〇二九の九、一〇三〇の九、一〇三二の六、一〇三二の七、字長尾一〇六五の七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

- 一 解除予定保安林の所在場所
倉敷市曾原字長尾一〇六五の二五、一〇六五の二六
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
道路用地とするため

◎岡山県告示第二百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人岡山県郷土文化財団

岡山市北区表町一丁目七番一五号

二 指定をした日

令和八年三月三十一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

岡山県立都市公園条例(昭和四十一年岡山県条例第三十号)別表第四に掲げる後楽園に係る使用料、別表第五の一の表に掲げる有料公園使用料及び別表第五の二の(一)の表に掲げる後楽園施設使用料(駐車場の使用料を除く。)並びに生産物売払料金

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

〔一七二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約者等を決定した。

令和八年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
令和八年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウドサービス提供業務
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部デジタル推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 契約の相手方を決定した日
令和八年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
第二期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド共同企業体
岡山市北区大内田六七五番地
- 五 契約金額
一一一、〇三八、四〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一〇、〇九四、四〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔一七三〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和八年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

阿新二六	番 登 号 録		
合同会社 w o o d f a r m 畦 田	氏 名 又 は 名 称	生 産 事 業 者	
新見市哲西町矢田一一八九	住 所		
幼苗の育成、 幼苗以外の 苗木育成	内 容	生 産 事 業 の	
合同会社 w o o d f a r m 畦 田 じ 住 所 地 に 同	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		

〔二七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年四月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字南ケ市四二五四番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府箕面市瀬川五丁目一三番六号

池端 誠司

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十二月二十四日岡山県指令建指第二三一号

〔二七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字山川下三五四五番一七、三五五〇番八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市東区中川町五一七番地八

犬飼 智晴

三 許可年月日及び許可番号

令和八年二月二日岡山県指令建指第二六三号

◎岡山県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年四月二十四日

岡山県公営企業管理者 万代洋士

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

泉興産株式会社 岡山営業所

倉敷市真備町市場二八七二―七

二 指定をした日

令和八年三月二十三日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

浄水ケーキの販売代金

四 委託をした日

令和八年三月二十三日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和八年四月二十四日

岡山県公営企業管理者 万 代 洋 士

- 一 特定役務の名称
水島中央監視制御設備保守点検委託
- 二 契約期間
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県企業局総務企画課
岡山市中区古京町一丁目七番三六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年三月二十三日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立ハイテクフィールディング 中国支店
広島県広島市中区八丁堀一四―四
- 六 契約金額
四八、一八〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、三八〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和八年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会
委員長
大
林
裕
一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
浅沼一徳後援会	浅沼一徳	浅沼由香	都窪郡早島町早島三一三一―四三	令和八・三・五
石井かずひろ後援会	石井弘文	石井弘文	久米郡久米南町上神目三九八―一	三・二六
片倉ひろき後援会	片倉弘貴	片倉弘貴	備前市日生町日生三三二二六	三・二四
政治結社啓靖塾	難波靖大	難波靖大	岡山市北区田町二一〇―三	三・二三
泉水ひろこ後援会	泉水弘子	泉水弘子	勝田郡勝央町下町川一一二六―一	三・二四
たまの新时代	福本崇	福本崇	玉野市和田五―九―二一	三・四
備前しもやん後援会	下川浩二	下川浩二	備前市吉永町高田七五八	三・二

令和8年4月24日 岡山県公報 第12797号

◎岡山県選管告示第四十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。
 令和八年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	異動年月日
政治団体の名称	神宝謙一	会計責任者の氏名	頓宮あさみ	令和八・三・一三
自由民主党瀬戸内市支部	神宝謙一	会計責任者の氏名	頓宮あさみ	令和八・三・一三
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）				
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		
井上くにお後援会	遠藤春生	会計責任者の氏名	井上由久	令和八・三・一
岡田かんじ後援会	岡田幹司	代表者の氏名	岡田照子	令和八・四・一〇
岡山県遺族政治連盟	三宅禎浩	代表者の氏名	岡田健一	令和七・六・二七
岡山県行政書士政治連盟	安井健	代表者の氏名	平松直哉	令和七・六・二五
岡山県作業療法士連盟	大月博	代表者の氏名	二神雅一	令和七・六・一七
岡山県司法書士政治連盟	中村文彦	代表者の氏名	二神雅一	令和八・三・二八
岡山県社会保険労務士政治連盟	双田直	代表者の氏名	人見雅一	令和八・三・一九
岡山県清酒産業振興会	宮下晃一	代表者の氏名	神原隆兵	令和七・八・二八
岡山県木材産業政治連盟	山下晃一	代表者の氏名	丸本仁一郎	令和七・三・二六
奥野泰久後援会	伊藤輝明	代表者の氏名	丸本仁一郎	令和八・三・二六
小野こうさく後援会	小野耕作	代表者の氏名	市西金一	令和七・三・一
想いを紡ぐ勝央町の会	木村聡史	代表者の氏名	市西金一	令和七・三・一
木村聡史後援会	木村聡史	代表者の氏名	木村京子	令和八・三・一七
くさかとしこ後援会	青山実	代表者の氏名	木村京子	令和七・四・一
桑田まさあき後援会	桑田昌哲	代表者の氏名	松本茂	令和七・九・一
子ども達の未来を守る市民の会	真田意索	代表者の氏名	花本靖大	令和八・三・一
神宝謙一後援会	柴田正	代表者の氏名	下向裕	令和八・三・一
政友会	内山登	代表者の氏名	大和史明	令和七・三・一三
税理士による加藤勝信後	平田精宏	主たる事務所の所在地	赤磐市穂崎八八―四	令和七・五・一五
		代表者の氏名	頓宮あさみ	令和七・三・一三
		代表者の氏名	赤磐市穂崎八八―四	令和七・五・一五
		代表者の氏名	小倉博	令和八・二・一五
		代表者の氏名	笠岡市笠岡二六九三	令和八・二・一五
		代表者の氏名	笠岡市笠岡五一〇六	令和八・二・一五

◎岡山県選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和八年四月二十四日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

- 政治団体の名称
- 浅沼一徳後援会
- 尾崎かつなりを応援する会
- 金谷のり子後援会
- 黒田すすむ後援会
- しんしん会（晋進会）
- 星 話 塾
- 竹原幹後援会
- 竹原みさこ後援会
- 平岡まもる後援会
- 三宅たかし後援会
- 山崎親男後援会

- | | | | | | | | | | | |
|--------|------|------|------|------|-----|------|-------|------|------|------|
| 代表者の氏名 | 浅沼一徳 | 尾崎勝也 | 金谷典子 | 下方一志 | 黒田晋 | 田原隆雄 | 竹原美佐子 | 竹原昭彦 | 三宅孝之 | 武田正彦 |
|--------|------|------|------|------|-----|------|-------|------|------|------|

- | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|----------|-----------|---|---|---|
| 解散年月日 | 令和五・三・三〇 | 令和七・一二・三一 | 〃 | 〃 | 〃 | 令和八・三・一八 | 令和七・一二・三一 | 〃 | 〃 | 〃 |
|-------|----------|-----------|---|---|---|----------|-----------|---|---|---|

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

◎岡山県選管告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつた。
令和八年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届
出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

山下

満

山下みつる後援会

主たる事務所の所在地

和気郡和気町矢田三八一―六

和気郡和気町矢田五五二―三

令和八・三・二二

◎岡山県選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和八年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

黒田 晋

資金管理団体の名称

しんしん会（晋進会）

資金管理団体で

なくなった年月日

令和七・一二・三一

◎岡山県選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、日本共産党牧野明後援会から訂正の申出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の名称等の公表（令和五年岡山県選管告示第十四号）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年四月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大

林

裕

一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）中日本共産党牧野明後援会のうち「三谷益男」を「三谷益雄」に改める。

◎岡山県教育委員会告示第五号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第十九条第七項の規定により、岡山県指定重要無形文化財の保持者の認定を次のとおり解除した。

令和八年四月二十四日

岡山県教育委員会

- 一 認定番号 無第三四号
- 二 認定年月日 平成七年四月七日
- 三 種別 重要無形文化財
- 四 名称 木工芸
- 五 保持者の住所、氏名及び生年月日
新見市西方
森田 二一（翠玉）
大正十五年十二月十一日生
- 六 解除年月日及び理由
令和八年三月十四日 保持者死亡のため

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、職業（漁業者の場合は、従事する漁業）、利害関係を有する理由及び意見の概要を令和八年五月二十日までに書面をもって、当委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目四番六号岡山県庁内）へ提出すること。

また、漁場計画案は、当委員会事務局、関係市役所及び関係漁業協同組合に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和八年五月二十二日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三一号

サンビーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 案件 海区漁場計画の変更について

◎岡山海区漁業調整委員会公示第四号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百五十六回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和八年四月二十四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和八年五月二十二日（金）

午後二時十分から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三一号

サンビーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 公聴会の意見取りまとめについて

第二号議案 海区漁場計画の変更について

第三号議案 知事管理漁獲可能量の設定について